

国立大学法人福井大学
平成 29 事業年度監査報告書

平成 30 年 6 月 13 日

監事 牧 野 浩 一

監事 福 島 一 政

私ども監事は、平成 29 事業年度（平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日まで）について別添 1.「平成 29 事業年度国立大学法人福井大学監事監査計画書」に基づき監査を行いました。

その結果については、別添 2.「監査報告」に記載のとおりであります。

以上

(別添)

1. 平成 29 事業年度国立大学法人福井大学監事監査計画書
2. 監査報告

(参考) 独立監査人の監査報告書

平成 29 事業年度 国立大学法人福井大学 監事監査計画書

平成 29 年 6 月 13 日

国立大学法人福井大学監事監査規程第 10 条および国立大学法人福井大学監事監査実施基準第 2 の規定により、平成 29 事業年度の国立大学法人福井大学監事監査計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

平成 29 事業年度の監査においては、関係法令や第 3 期中期目標期間 2 年目となる中期計画・年度計画等の実施状況を確認しつつ、前年度と同様に学長、常勤理事との面談や各部署とのヒアリング、役員会その他重要な会議への出席、ならびに会計監査人および監査室等からの報告や同行調査により監査を行う。

また、平成 29 事業年度の重点監査事項は後記 5. の通りとし検証を進める。

2. 実施期間

(1) 業務監査

監査室と連携し年度を通して期中監査を行うほか、平成 29 事業年度の業務に関し平成 30 年 6 月までに期末監査を行う。

(2) 会計監査

会計監査人等による会計監査を踏まえ、年度を通して期中監査を行うほか、平成 29 事業年度の会計に関し平成 30 年 6 月までに期末監査を行う。

3. 監査方法

監査は書面監査および実地監査により行う。

書面監査は監査対象部門には出向かず、監査対象部門から提出された書類等により監査を実施する。実地監査は監査対象部門に出向き、帳票その他証拠書類の原本確認および現物の照合確認ならびに監査対象部門からの概況聴取・質疑応答、監査対象部門の担当者からの個別聴取・質疑応答等の方法により実施する。

(1) 業務監査

期中監査は、次に示すほか会計監査人監査ならびに監査室等による内部監査の内容およびそれらへの対応状況を確認する。

ア. 役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議等へ出席する。

イ. 文部科学大臣に提出する書類を調査し、重要な決裁書類を閲覧する。

ウ. 学長と随時に行うミーティングにより日常監査を通しての所見を伝え、意見交換を行う。

エ. 常勤理事および各部長、担当者等から、定期的にまたは随時に業務状況を聴取する。

オ. 必要に応じて各部局の責任者等から業務報告を求めるほか、監査室の監査に同行・立会いし、監査を行う。また必要がある時は、監査室に直接監査を依頼し、結果を確認する。

期末監査は、平成29事業年度の業務全般に関し、学長等から概況聴取を行うとともに、必要に応じ担当者からの個別聴取および書類監査を行う。

なお、その他必要な事項を監査するものとする。

(2) 会計監査

期中・期末監査において、会計監査人等による会計監査の報告を受け、その内容を確認するとともに、平成29事業年度の決算関係書類を調査し、決算の状況を監査するほか、同行・立会いし監査を行う。また必要がある時は、会計監査人に直接監査を依頼し、結果を確認する。

なお、その他必要な事項を監査するものとする。

4. 監査対象部門

(1) 業務監査 全部局を対象部門とする。

(2) 会計監査 主に事務局財務部を対象部門とするが、必要に応じ他の部局も対象部門とする。

5. 重点監査事項

次の事項を平成29事業年度の重点監査事項とし、検証を進める。

(1) 内部統制の整備状況（コンプライアンス、リスク管理を含む）

(2) 中期計画および年度計画の実施状況

(3) 予算の執行および内容の把握ならびに決算の状況

(4) 医学部附属病院の運営に関する事項

(5) これまでの監査指摘・提言事項のフォローアップ

6. 監事会 原則として監事会を毎月行うものとする。

7. 学長・監事・監査室意見交換会【新設】

学長、監事、監査室の意思疎通を図り、監査機能（保証とコンサルティング）の高度化に資することを目的に、監査進捗状況を踏まえながら期首、期中、期末の年3、4回の頻度で行うものとする。

8. その他

三者協議会（監事・監査室・会計監査人）を定期的を開催し、速やかなアクションができるよう随時意見交換を行うものとし、有効かつ効率的な連携を図るものとする。

監査報告

国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人福井大学の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの平成 29 事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、学長、理事、内部監査部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧・調査し、事務局、学部、附属病院その他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、本学におけるガバナンス体制や学長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、損失の処理に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討しました。

2. 監査の結果

（1）業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人福井大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

（2）内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

（3）役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の仕事の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、国立大学法人福井大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 6 月 13 日

国立大学法人福井大学長

眞 弓 光 文 殿

監事 牧 野 浩 一 ㊟

監事 福 島 一 政 ㊟

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 6 月 13 日

国立大学法人福井大学

学 長 眞 弓 光 文 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 勝 広 ㊟
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 横 井 康 ㊟
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

当監査法人は、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 39 条の規定に基づき、国立大学法人福井大学の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 14 期事業年度の損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

財務諸表に対する学長の責任

学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために学長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人福井大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞
当監査法人は、準用通則法第 39 条の規定に基づき、国立大学法人福井大学の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 14 期事業年度の損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第 11 期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第 10 期事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

損失の処理に関する書類（案）、事業報告書及び決算報告書に対する学長の責任

学長の責任は、法令に適合した損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（第 11 期事業年度以降の会計に関する部分に限る。）は、国立大学法人福井大学の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

国立大学法人与当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上